

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構農業次世代人材投資事業実施要領

第1 趣旨

農業次世代人材投資資金（準備型）事業について、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。））に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 農業次世代人材投資資金（準備型）の給付要件等

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

1 準備型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 第3の1の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県が認めた研修機関等で研修を受けること。
 - イ 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - ウ 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (イ) 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - (ウ) 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。
 - エ 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
 - (イ) (ア)の農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- (3) 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- (4) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。
- (5) 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以

下同じ。)する予定の場合であつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われていること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承する」という。)とすることを確約すること。

(6) 研修終了後に独立・自営就農(4の(2)イに定める要件)する予定の場合にあつては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は、14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

(7) 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

2 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、平成29年4月以降に研修を開始する者であつて、(1)のエの海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は機構は資金の交付を停止する。

(1) 1の要件を満たさなくなった場合。

(2) 研修を途中で中止した場合。

(3) 研修を途中で休止した場合。

(4) 第3の4の研修状況報告を行わなかった場合。

(5) 第4の4の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと機構が判断した場合(例:研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)。

(6) 要綱第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立ち入り調査に協力しない場合。

4 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として機構が認めた場合(2)のクに該当する場合は除く。)はこの限りでない。

(1) 一部返還

ア 3の(1)から(3)までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

イ 3の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2) 全額返還

ア 3の(5)に該当した場合。

イ 研修(第3の7の(1)の継続研修を含む。以下同じ。)終了後(研修中止後を含む。以下同じ)1年以内に、原則45歳未満で、独立・自営就農(以下に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。)、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第3の7の(3)による手続きを行い、研修終了から1年経過後原則1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、就農後5年以内に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 2のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の(2)エの(ア)の農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が、1の(5)で確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍(2のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第3の7の(5)による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合を除く。

キ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で第3の7の報告を行わなかった場合。

ク 虚偽の申請等を行った場合。

第3 交付対象者等の手続

1 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画(別紙様式第1号)を作成し、理事長の定める時期までに、関係する地方局産業振興課・支局地域農業室又は農業大学校等教育機関を経由して、機構に承認申請するものとする。

研修計画を受けた地方局産業振興課・支局地域農業室又は農業大学校等教育機関は、その内容を確認し、交付対象者に関する意見書(別紙様式第16号)を作成・添付し、

機構に提出する。

また、研修計画等を機構に提出する際には、関係機関に個人情報を提供することについて同意を求めることとし、個人情報の取扱いに関する同意書（別紙様式第15号）の確認欄に署名及び押印を求めることとする。

2 研修計画の変更申請

1の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、あらかじめ研修計画変更申請（別紙様式2号）を作成し、1の手順に準じて、機構に申請するものとする。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）

3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、1の手順に準じて、機構に資金の交付を申請するものとする。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

4 研修状況報告

準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を1の手順に準じて、機構に提出するものとする。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行うものとする。

なお、研修状況報告を受けた地方局産業振興課・支局地域農業室は、その内容を確認し、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い以下の方法により作成し、機構に提出する。

（1）交付対象者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

（2）指導者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

5 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合はあらかじめ1の手順に準じて、機構に中止届（別紙様式第6号）を提出するものとする。

また、第2の4に該当し給付金を返還する場合は、合わせて返還を申請する。

6 交付の休止

（1）準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合

はあらかじめ1の手順に準じて、機構に休止届（別紙様式第7号）を提出するものとする。

- (2) (1)の休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開後1か月以内に研修再開届（別紙様式第8号）を1の手順に準じて、機構に提出するものとする。
- (3) 準備型交付対象者が妊娠・出産により研修を休止する場合は、1回の妊娠・出産につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、(2)の研修再開届と合わせて2の手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

7 研修終了後の報告

(1) 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を機構に提出するものとする。ただし、研修終了後1年目は7月末までにその直前の6か月間の就農状況報告を提出し、10月末及び1月末までにその直前の3か月間の就農状況報告を提出するものとする。

なお、準備型の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、1の手続に準じて、あらかじめ機構に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を1の手続に準じて、機構に提出するものとする。継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合の、第2の4の(2)のイの研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は4の規定に準じて、機構に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

(2) 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を機構に提出するものとする。

(3) 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、機構に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了から1年経過後原則1年以内とする。

(4) 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第14号）を機構に提出するものとする。

（5）就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに機構に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

8 返還免除

準備型交付対象者は、第2の4の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を機構に提出するものとする。

第4 機構の手続

1 研修計画の承認

機構は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、審査会などにおいて研修計画の内容について審査するものとする。

審査の結果、第2の1の要件を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知するものとする。

なお、審査に当たっては、関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

2 研修計画の変更の承認

機構は、研修計画の変更申請があった場合は、1の手続に準じて、承認するものとする。

3 資金の交付

資金の交付申請を受けた機構は、申請の内容が適当であると認めた場合は、申請した者に通知し、資金を交付する。資金の交付は半年分を単位とし、研修計画の承認後速やかに資金の交付を行うものとする。なお、機構の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

4 研修実施状況の確認

機構は、研修機関や地方局産業振興課・支局地域農業室等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていのかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機

関や地方局産業振興課・支局地域農業室等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

(1) 交付対象者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

(2) 指導者への面談

ア 技術の習得状況

イ 就農に向けた準備状況

(3) 書類確認

ア 成績表（教育機関で研修を受ける場合）

イ 出席状況

5 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた機構は、1の手順に準じて承認するものとする。

ただし、この場合、「第2の1要件」を「第2の1の(1)及び(2)の要件」と読み替えるものとする。

6 研修終了後の確認

(1) 就農状況の確認

機構は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第2の1の(5)に掲げる親元就農をする場合又は第2の4の(2)のイに規定する親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した機構の県と異なる都道府県に就農した者については、就農先の都道府県と協力し、確認する。

ア 開始型交付対象者

要綱別記1の第7の2の(4)による確認結果について、要綱別記1の第7の3の(2)のデータベースに照会する。

イ 農の雇用事業の研修生となっている者

要綱別記2の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体

に照会する。

ウ ア又はイ以外の者

要綱別記1の第7の2の(4)のアに準じて確認する。

(2) 就農遅延者の状況確認

機構は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承諾する。なお、就農遅延期間は研修終了から1年経過後原則1年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

(3) 農地の権利設定の確認

機構は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

(4) 就農中断者の状況確認

機構は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、機構は就農中断の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

7 交付の中止

機構は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第2の3の(1)、(2)、(4)若しくは(5)のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

8 交付の休止

(1) 機構は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

(2) 機構は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると思われる場合は、資金の交付を再開する。

9 返還免除

機構は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第2の4のやむを得ない実情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

第5 補則(その他)

この要領に定めるもののほか、農業次世代人材投資資金（準備型）の交付に関し必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

2 平成 27 年 2 月 3 日付け 26 経営第 2802 号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、要領第 3 の 3、第 4 の 3 については、改正後の要領を適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 4 月 1 日付け 27 経営第 3374 号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 4 月 1 日付け 28 経営第 2755 号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、要領第 3 の 4 のなお書きによる研修状況の確認な

らびに要領第3の7（1）による就農状況報告については改正後の要領を適用するものとし、交付対象者に加えて従前の給付対象者も含むものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。